

# 「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善 を行う場合に参考となる賃金水準について

## 「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善を行う場合に 参考となる賃金水準について

- 今後の少子高齢化の一層の進行を踏まえれば、福祉・介護人材の確保を着実に進めていく必要があるが、そのためには、現に福祉・介護分野で働く職員の処遇を改善し、これらの者が将来に希望を持って、福祉・介護の仕事を継続できるようにしていくことが重要。
- このための一つの方策として、今般の改正社会福祉法による「社会福祉充実財産」を活用し、職員処遇の改善の取組を進めていくことが考えられる。
- その際、改正社会福祉法の成立に当たっては、以下の附帯決議がなされていることから、別添のとおり、各都道府県別の賃金水準をお示しするので、所轄庁におかれては、社会福祉法人に対して、これらの賃金水準を踏まえた職員処遇の改善の重要性について理解が促されるよう、周知をお願いしたい。

### 【平成27年7月衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

二 いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。

### 【平成28年3月参議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

三（前略）また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。